



目黒の歳時記

中目黒なつまつり

阿波踊り

毎年8月第1週末目黒銀座で行われる「中目黒なつまつり」は今年で50回目を迎えました。土曜日は阿波踊り（日曜日はよさこい）で、目黒法人会連としても20年以上の歴史があり、第3支部（上目黒地区）第4代支部長 高木泰幸氏と、後の第5代支部長 橋本昌雄氏が発起人となり、「目黒法人会の1つのシンボル行事としよう」ということで、目黒法人会連が立ち上げられました。

目黒法人会連は会員や一般・外国人など、多くの踊り手・鳴り物・関係者を通じて成り立ってきました。第6代支部長の鏑木敏嗣氏が引き継いだ後、第7代支部長で、法人会連第2代連長の小幡純也氏が現在多人数のこの法人会連をうまく統率し、毎年楽しく爽快に踊っています。

（本誌8・9ページに関連写真記事あり）

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は1月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

<http://www.tohoren.or.jp/meguro> E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

法人会
消費税期限内納付
推進運動



目黒法人会 HP

着任のごあいさつ



目黒税務署署長
藤山 直樹

公益社団法人目黒法人会会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により目黒税務署長を拝命し、税務大学校和光校舎研究部総括主任教授より転任してまいりました藤山でございます。前任の寺谷同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

神山会長をはじめ目黒法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税知識の普及と納税意識の高揚並びに適正な税制についての提言、税に関する各種研修会の開催など様々な取組を通じて、公益法人としての使命を果たされており、益々活躍の場を広げられている皆様方に深く敬意を表します。

一昨年より導入されました改正電子帳簿保存法については、混乱なく実施され、円滑に定着を見ていけるところであり、貴会と当署で連携・協調した説明会の開催や会報誌等への制度の案内文の掲載など、貴会並びに会員の皆様の周知・広報等のご協力の賜物と感謝申

し上げます。

さて、「税務行政のDX」につきましては、令和5年6月に「税務行政の将来像2023」を公表し、従前の「納税者利便性の向上」や「課税・徵収事務の効率化・高度化」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた、3つの柱に基づいて、引き続き施策を進めているところです。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずしてできる社会」の実現に向けて、引き続きe-Tax及びキャッシュレス納付や、法人税申告に際して添付書類についても電子で提出を行うALL e-Taxの普及・定着に局署を挙げて取り組んでまいります。

「事業者のデジタル化促進」につきましては、税務手続のデジタル化と併せて、クラウド会計ソフトやAI-OCRなどといったデジタルツールの導入により、単純誤りの防止による正確性の向上、書類の保存コストの低減、事務の効率化等が期待されます。

また、納付機会が多い源泉所得税のキャッシュレス納付の推進につきましては、一層の努力をしているところでございますが、このようない推進等に当たりましては、法人会の皆様方との連携・協調は欠かせないものと考えております。

さて、貴会の事業活動を振り返りますと、納税意識の高揚と税知識の普及に資するため、決算法人説明会など税制関連の各種説明会等の開催やe-Tax、キャッシュレス納付をはじめとする各種制度の周知・広報のほか、次世代を担う子供たちへの租税教育等にも力を注がれてこられた一方で、青年部会をはじめとする各部会及び各支部においても税務研修会を開催され、正しい税知識を身につけることと努められました。また、女性部会主催の「税に関する



目黒税務署副署長
植山 昌文

公益社団法人目黒法人会会員の皆様方におかれましては、益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により東京国税不服審判所第一部副審判官より転任してまいりました植山と申します。前任の山崎同様よろしくお願いいたします。

神山会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素より税務行政の円滑に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴会の事業活動を振り返りますと、納税意識の高揚と税知識の普及に資するため、決算法人説明会など税制関連の各種説明会等の開催やe-Tax、キャッシュレス納付をはじめとする各種制度の周知・広報のほか、次世代を担う子供たちへの租税教育等にも力を注がれてこられた一方で、青年部会をはじめとする各部会及び各支部においても税務研修会を開催され、正しい税知識を身につけることと努められました。また、女性部会主催の「税に関する

絵はがきコンクール」では、女性部会役員の方々を中心募集中に奔走され、多くの優秀な作品が寄せられ、昨年12月には会長賞をはじめたくさんの児童を表彰していただき、小学生たちに税の大切さや税の果たす役割について理解を深めていただくことができました。

さらに、目黒区民まつり・目黒商工まつりなど地域の発展と交流を目的として実施している地域イベントでは、税金クイズなど税知識の普及活動を積極的に展開されました。そして、中目黒阿波踊り・めぐろ童謡コンサートなどに主体として参加され、地域振興にも大きな貢献をされました。

さて、このような税知識の普及や納税道義の高揚を図るために活動は、税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしているものであり、貴会の会員の皆様のたゆまぬご努力、そして地域社会へのご貢献に対しまして、重ねて敬意を表する次第です。

そして、令和7年度におかれましても、神山会長のリーダーシップの下、役員並びに会員の皆様が一一致協力して、諸施策に取り組まることをご期待申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人目黒法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。

源泉税関係研修ご案内

源泉実務研修会①は9月26日に終了しております。



今年の年末調整は
改正点多く、受講必須!!

源泉実務研修会②

開催日時 令和7年10月21日(火) 14時~16時頃

開催場所 目黒区消費生活センター(目黒区民センター) 3階研修室

目黒2-4-36(構造上入り組んでおり、本棟の2階右手からのみエレベーター・階段で3階研修室に来場できます。本棟の左エレベーターは本研修室にはつながっておりません。)

テーマ 「年末調整チェックポイント」

講師 目黒税務署 源泉審理担当

年末調整等説明会

開催日時 第1回 令和7年11月4日(火) 13時30分~16時頃

第2回 令和7年11月11日(火) 13時30分~16時頃

※第1回と第2回は同内容です。

開催場所 目黒税務署3階 会議室 | 中目黒5-27-16

講師 目黒税務署 目黒区税務課



目黒税務署の新体制

(令和7年7月10日)

	新体制		転出された方等	
	氏名	前職・前任地等	氏名	転出先等
署長	藤山 直樹	税大和光研究部 総括主任教授	寺谷 昌克	ご勇退
副署長 (法人担当)	植山 昌文	東京国税不服審判所 副審判官	山崎 栄二	局 課税一部 訟務官室 訟務官
(総務担当)	馬場崎公美	留任	畠中 直樹	熊本局 総務 税理士監理官
(個人担当)	島田 康	関信局 課税一部 個人課税課 補佐	渡邊 龍智	板橋 副署長
総務課長	有吉 多恵	北沢 総務 課長	滝沢 善之助	局 企画課 内部事務センター PT 管理官
管理運営1統括官	山田 岳史	練馬東 管運1 統括官	平川 慎也	税務大学校
徴収1統括官	明戸 正忠	留任	倉永 敏史	武蔵野 資産 特官
個人1統括官	森棟 太郎	四谷 個人1 統括官	鹿江 幸司	局 大手町センター 管理官
資産1統括官	竹谷 誠	松戸 資産1 統括官	野村 洋一	麹町 法人11 統括官
法人1統括官	松館 直哉	留任	海老澤祐維	局 課税第一部 訟務官室 訟専官
法人2統括官(源泉)	原 恵子	留任	種五 誠二	局 税務相談室 相談官
法人3統括官	池田 圭司	麻布 法人5 統括官	伊與田征彦	江戸川北 法人1 連調官
法人4統括官	青野 功海	本所 法人4 統括官	平田 義博	令和7年3月 退職
法人5統括官	窪寺 哲雄	庁	高橋 真由	東京国税不服審判所 管理課 主任
法人6統括官	石川 進	留任		
法人7統括官	大谷 昌弘	鶴見 法人1 上席		
法人連絡調整官	菊池 由佳	四谷 総務 補佐		
法人審理担当上席	小峰 英嗣	本郷 法人3 統括官		
法人審理担当上席 (説明会担当)	石丸 敬太	四谷 法人1 上席		
源泉審理担当上席	小針 真人	留任		
総務課課長補佐	小谷 亮太	留任		

目黒税務署からのお知らせ

源泉所得税のキャッシュレス納付について



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト (WEB版) の準備をします。

e-Taxソフト (WEB版) をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト (WEB版) のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。

e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド）をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに 1 か月程度かかりますが、e-Tax での提出（送信）の場合は、1 週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Tax の徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落しされます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引き先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国への収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は 30 万円以下となります。

※2 事前に Pay 払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (WEB版) を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

目黒都税事務所からのお知らせ

—都税についてのお知らせ—

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「環境汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたらお知らせください。

不正軽油110番 0120-231-793

E-mail S0080214@section.metro.tokyo.jp



また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部調査査察課（03-5388-2957）までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

東京都 不正軽油

検索

—都税についてのお知らせ—

自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月30日（火）に「自動車税（種別割）減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続ですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日（金）までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は令和8年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。



【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）



「めぐろ区報」読者プレゼントコーナー 協力事業者を募集しています！

目黒区広報広聴課では、目黒区広報紙「めぐろ区報」の読者プレゼントコーナーにプレゼントを提供いただける区内事業者さまを募集しています。ぜひご協力をお願ひいたします。

4つのメリット/

1 発行部数 17万部以上！

めぐろ区報は目黒区内の全戸にポスティングでお届けしています。
また、区公式ウェブサイトやSNSでも配信いたします。



2 新規顧客獲得のチャンス！

プレゼントはお店での受け渡しとしているため、当選者には実際にご来店いただきます。

3 掲載料は一切必要なし！

掲載に必要なものはプレゼントだけです。

4 掲載面を活用したPRも可能です！

「めぐろ区報で紹介されました」などのPRもしていただけます。

プレゼント提供までの5ステップ

① 申し込み

区公式ウェブサイトで
お申し込みください。



② 決定通知

申し込み完了後、区から掲載の可否を通知いたします。

(申し込みから1ヶ月以内に通知予定)

※プレゼント内容について、質問・相談をさせていただく場合があります。

③ 取材

掲載号の発行2ヶ月前に取材させていただきます。プレゼントやお店の写真撮影のほか、プレゼント提供までの流れをご説明いたします。

④ めぐろ区報などへの掲載

お店の情報やプレゼント内容をめぐろ区報に掲載。併せて、区公式ウェブサイトに掲載するほか、区公式SNSでもお知らせいたします。

⑤ プрезентの引き換え

区で抽選を行い、当選された方には引換券を郵送します。当選者は引換券を持って来店されますので、プレゼントの引き換えをお願いいたします。

掲載要件・プレゼント提供価格

○掲載要件

区内に店舗のある事業者・団体

※その他にも要件があります。詳細は区公式ウェブサイトでご確認ください。

○プレゼントの数や価格

希望小売価格で総額 5,000円以上のもの

※プレゼント数の指定、上限はありません。
(無理のない範囲でお願いします)

めぐろ区報掲載イメージ

(毎月15日号掲載)



クイズの正解者に、区内のお店から提供していただいた品物やサービスを進呈します。

クイズに答えて応募しよう！

目黒区の広報紙の名前は？

ヒントは1面

問広報課(☎5722-9486、
☎5722-8674)

今月のプレゼント チーズクッキー(6個入り)

対区内在住者

申請(コード①)、ハガキ(クイズの答え、区報で取り上げてほしいこと、今号の感想、住所、氏名、年代を記入)で、9月30日(必着)までに、広報課(〒153-8573目黒区役所(住所不要))へ



提供していただいたのは

○○○○○○(店名)



材料や食感にこだわりのあるいろいろなクッキーを販売するお菓子屋。
クッキーの種類は豊富なため、お土産にも最適です。

営業時間: 11:00~17:00、月曜日定休

場所: ○○○(町名) 0-0-0、☎00-000-000(電話番号)

【お問い合わせ先】 目黒区企画経営部広報広聴課
電話 03-5722-9486 FAX 03-5722-8674



写真で見る
CAMERA

中目黒なつまつり

令和7年8月2日（土）※日曜日はよさこい開催

中目黒なつまつりが今年で50周年を迎え、20年以上の歴史がある目黒法人会の主要行事の一つ阿波踊り・目黒法人会連をピックアップいたします。



鳴り物闊歩



女性子供部隊



小幡純也連長ここにあり



皆が揃うジグザグ



連の主役



練習

練習日
令和7年

- ① 6月30日 ② 7月 2日
- ③ 7月 7日 ④ 7月 9日
- ⑤ 7月14日 ⑥ 7月16日
- ⑦ 7月22日 ⑧ 7月23日
- ⑨ 7月28日 ⑩ 7月30日



連を統率する連頭



かけ声勇ましく



鳴り物部隊



皆に見てほしい



暑いけどがんばる



女性子供も決まる



大勢のギャラリーの中躍る

オンライン研修

年末調整・法定調書講座

「103万円の壁」の改正内容も確認！年末調整の手続きを具体的に解説！

年末調整の実務をはじめて担当される方を対象に、手続きの流れを理解し、実際の書面の書き方を学習する講座です。

視聴期間 2025年10月23日(木)～11月5日(水) 2週間

対象者 はじめて年末調整実務を担当する方／近年の改正内容を確認したい方

年末調整：①概要と給与所得控除 ②所得控除 ③税額計算と清算
法定調書・給与支払報告書

最後のチャプターで
「今年の改正点」を
まとめて解説

【重要】セミナーはWebでの動画配信となります。Youtube(ユーチューブ)等、他の動画配信サービスが問題なく見られる環境(PC、タブレット、スマートフォン等)でご覧ください。

講師 信澤 奈津美 氏 税理士(東京税理士会所属) 実務の傍ら、TACの人気講師としても活躍！

受講料 源泉部会員：無料 会員：4,000円 非会員：8,000円(税込) 定員：30名

お申込み FAXまたはEメールで、「公益社団法人 目黒法人会 事務局」まで(TEL:03-3712-9588)
FAX: 03-3712-8829 Eメール: mg_info@tohoren.jp

※開催日が近づいております。ご入用の方はすぐお申込みください。

後編
記集

新体制となりました。
法人会館もリノベーション工事でしばらく外での活動となりました。
新しい環境でこれからもよろしくお願ひいたします。

倉方基弘

編集子
旅に出て

異動があり約10年ぶりに広報委員会へ復帰した。

コロナ以降とか、以前にも増してなどと言わず、肩肘張らずに編集に携わっていきたい。

私は、元来、出好きだが、歳とともにその頻度は年々落ちている。特に暑い時期はおつくうになるのだが、この夏、息子夫婦に誘われ、重い腰を上げ、広島市内、宮島、尾道を周り、しまなみ海道経由で松山・道後と旅行した。京都、東京ほどではないが、訪日外国人旅行者もかなりの数を見かけ、今更ながら日本が観光立国であることを肌で感じた。

東京が暑いのだから夏の瀬戸内も当然のように暑かつたが、素晴らしい景色、美味しい料理、風情ある温泉などを堪能できた。

宿泊施設は、国内外からの需要、原材料費の高騰、労働力の不足他から基本的な料金が上がっているのはやむを得ない。しかし、宿泊施設を満足するか否かは、支払う金額に比例するものではない。私は宿選びが下手なのか、満足してチェックアウトすることの方が少ない。学習能力がないのだろう。

宿、食事は選べても名所の景観、公共の施設、インフラを選ぶことはできない場合が多い。

今回、しまなみ海道で途中幾つかの島に立ち寄り、宿泊もした。きれいな海、活きの良い魚、素朴で親切な方々のもてなしに大満足した。しかししながら、その反面、遠浅できれいな砂浜が続く海水浴場は、着替えるのが怖いような脱衣所とシャワールーム。島内一の景観を売りにした展望台へ行く道は背丈以上の雑草で覆われ、車が入って行くのに一苦労だったり、惜しい、残念と思う場面にも出くわした。まだまだ多くの観光客を呼べる地域だと思う。

折角作つたものの放置、管理不足は残念でしかたがない。

島々が本四架橋の通過点に過ぎず、観光客の滞在が期待薄な事情があるかも知れないが、国、地方自治体レベルで観光インフラの整備に力を入れるべきではと考えた。

デベロッパーによるホテル、プール、ゴルフ場等の揃つたりゾート施設の開発を望むものではなく、島に立ち寄つた国内外の旅行者を「もう一度来たい」、「知人に紹介したい」と思われるよう、公共施設の整備・充実を願つている。

谷口 裕明



～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

商工会議所が資金調達をお手伝い！～小規模事業者向け融資制度～

マル経融資

	マル経融資	賃上げ貸付利率特例制度 (概要)
融資限度額	2,000万円	自社従業員の賃上げに取り組む方は、 利率の低減措置が受けられます。
返済期間	運転資金・設備資金 10年以内	当初2年間：0.5引き下げ
担保・保証人	不要（保証協会の保証も不要）	■雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みのある方
利率	2.00% (2025年9月1日現在)	■雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期において既に2.5%以上増加している方
融資対象 (主な項目)	○従業員20人以下の法人・個人事業主の方 (宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下) ○商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ○税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 ○最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方	※雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。 ※雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。 詳しくは、お問合せください。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

※日本政策金融公庫での融資決定時の金利が適用されます。

※最新の金利につきましては、目黒支部に直接お問合せください。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。その他、最新の内容につきましては、目黒支部に直接お問合せください。

経営に関するお悩みを解決！

窓口専門相談（相談無料・要予約）

税務相談（税理士）	法律相談（弁護士）
11月13日、27日（木） 12月11日、18日、25日（木） 1月8日、15日、22日、29日（木）	11月21日（金） 12月12日（金） 1月9日（金）
税金やインボイス制度、確定申告に向けた相談にご活用ください。	定款や契約書のチェック、売掛金回収などの相談にご活用ください。

※相談窓口は13時～16時です。相談時間は12月および1月の税務相談は30分、それ以外は60分です。

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

※会員・非会員を問わずご利用いただけます

下記の電話番号にご連絡いただき、お電話でお申し込みください。

その他、経営相談・補助金申請などのご相談も受け付けています。お気軽にご連絡ください。

現在募集中の講習会・セミナーなどのイベント情報は下記URLよりご確認いただけます

東京商工会議所 目黒支部

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F

T E L : 03 (3791) 3351 / F A X : 03 (3791) 3573

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



○上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

○記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

 **AIG** AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/
東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル15F)
TEL 03-5401-3650

F-2023-0003(2023年5月16日)
23-073007 2023-05